

# 老朽原発にムチ打つ、危険な寿命延長反対！

## 【1】老朽原発は機器等が劣化、劣化の状況は十分に把握されておらず、地震にも弱い

老朽化した原発は、原子炉容器、電気ケーブルや配管等が劣化しています。国の審査は、新品同様の審査と、別に寿命延長の審査も実施していますが、老朽化による機器等の劣化状態も十分には把握されていません。説明資料は多くの白抜き(商業機密)を含んでおり、検証もできません。とりわけ老朽原発は地震にも弱く、若狭の原発を地震が襲えば大惨事となります。

## 【2】原発の運転期間は40年が原則

福島原発事故後に改定された法律(原子炉等規制法43条の3の32)では、原発の運転期間は40年を原則とすると明記されました。20年の運転延長はあくまで例外です。この原則を守るべきです。

## 【3】福島原発事故の原因究明はいまだ道半ば

福島原発事故の原因もいまだ究明されておらず、大量の汚染水は今も放出され、抜本的な対策もありません。

## 【4】事故の被害は、福井県・京都府北部のみならず関西一円、東海地方にも。琵琶湖も汚染

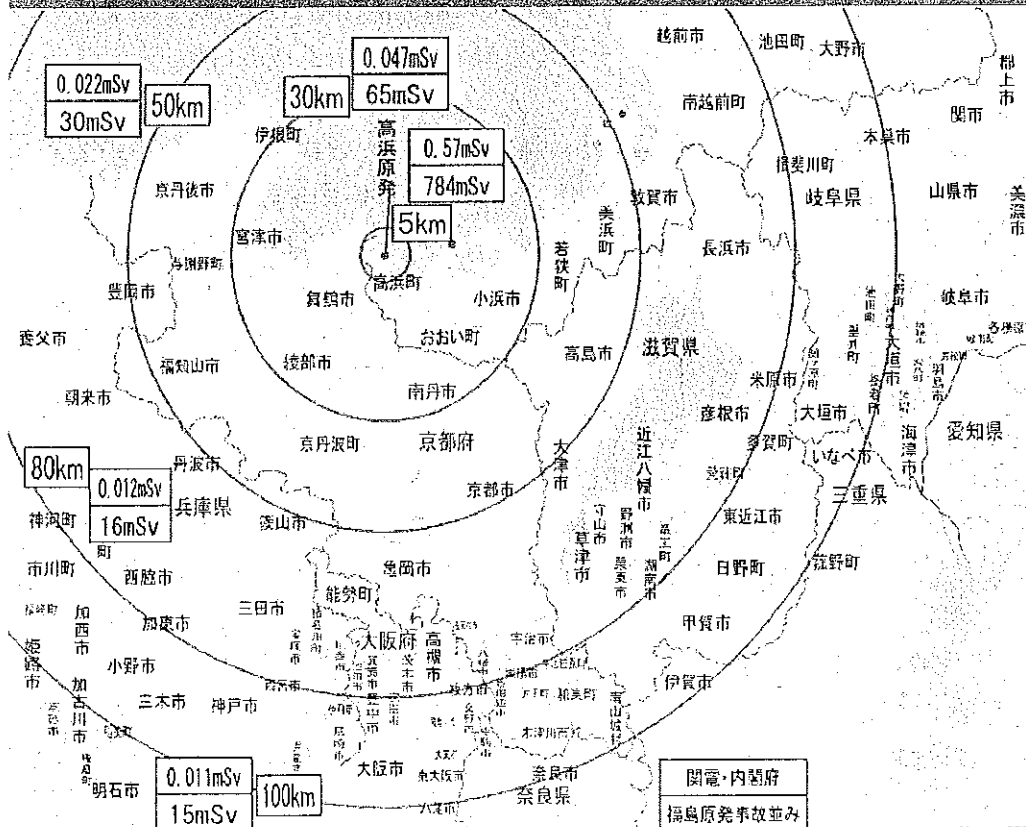
若狭の老朽原発で大事故になれば、福井県・京都府北部のみならず、被害は関西一円にとどまらず、岐阜県・愛知県など東海地方にも及びます。命の水源地である琵琶湖が汚染されれば、約1,400万人に深刻な被害が及びます。

## 【5】避難計画は被ばく計画。「避難弱者」の避難など避難計画に実効性なし

原発から5km圏外では、高い線量が確認されて初めて避難となり、被ばくは避けられません。基本は「屋内退避」とされ、ヘルパーも通えず、薬を入手することもできない状況で、要援護者は座して死を待つこととなります。福島原発事故の避難の実態と教訓は活かされていません。

【関電・国の被ばく評価】(高浜原発3・4号での評価)  
福島原発事故を無視し、あまりに過小評価  
放射能放出率は福島原発事故の千分の一

関電・国は、7日間屋外で過ごしたと仮定しても5km地点で1mSv以下の被ばくで済むと過小評価していますが、福島原発事故並の放射能放出率に換算すると、なんと784mSvもの被ばく！



内閣府の評価手法で、放射能放出率を福島原発事故並みに評価し直せば、

- 実効線量(全身被ばく)  
50 kmで 30mSv  
100 kmでも 15mSv

- 同様に甲状腺等価線量の評価値

	関電・内閣府	福島原発事故並み
5 km	4.09mSv	5,618mSv
30 km	0.36mSv	501mSv
50 km	0.17mSv	238mSv
80 km	0.10mSv	132mSv
100 km	0.09mSv	120mSv

- 日本が採用しているIAEAの安定ヨウ素剤服用基準は 50mSv
- WHOは、18歳以下と妊婦等 10mSv

関電・内閣府  
福島原発事故並み

## 京都北部の皆様 全国の皆様

### 40年越え原発の運転延長にNO!の声を

このたび九州熊本地方を襲った阪神淡路大震災級の地震は、日本列島全体が地震の活性期に入っていることをあらためて示しました。専門家の誰もが地震の発生を予測できなかつただけでなく、今後の見通しを示すことも出来ません。これまでも、これから、地震・火山活動は予知できないのです。

そして地震と原発事故の複合災害では、家屋倒壊や、倒壊しないまでも歪んだ家屋では外気を遮断できないことから「屋内退避という選択肢はない」ことも明らかになりました。

しかし規制委員会は、今回の震源の延長上にある伊方原発を審査に合格させ、7月から再稼働させようとしています。そして、去る4月20日には、稼働から40年を超えた老朽原発・高浜1、2号機を3つの審査に合格させました。最後の審査である「老朽原発の審査」が控えています。必要とされる「実機による検査」は合格後にやればよいとして、7月7日の期限に間に合わせるよう関電を叱咤激励しています。これを認めれば一気に事故発生の危険が高まります。

他方で、規制委員会は汚染を迅速に予測するSPEEDIを使わないと決め、装置の端末を取り外すよう関係府県に指示して、軒並み取り外しが終了しています。「実測」によって避難を判断するといっていますが、これは平時の1万倍になるまで避難を認めないというもので、避難の判断は遥か離れた東京で行うのです。しかも避難の範囲は30キロ圏内に限り、『30キロ圏外は逃がさない』のです。

熊本地震では家屋の倒壊が続く中、路上や公園に逃げた人々に、安倍内閣は「全員屋内退避」を指示しました。熊本県知事は「現地を知らない勝手な指示だ」と強く批判しています。1万倍の線量で被曝させられてからの避難の指示を、このような内閣府にまかせられるでしょうか。

高浜1号機は圧力容器が日本一もろく、危険な原発です。新しい3、4号機ですら危険性が認められ運転禁止決定が出たのに、老朽化した1、2号機をさらに20年動かすことは許されません。そのため、4月14日、高浜1、2号機の運転差し止めを国に義務付けるための裁判が、名古屋地裁で始まりました。そして同じく20日から、「老朽原発を廃炉に！」を求める署名活動が始まりました。

関電の株主である京都市も、関電の株主総会で、原発依存から脱却することを求めた提案を行います。被害地元である京都北部に暮らす皆様、全国の皆様、高浜1、2号機の再稼働を許せば、今後20年たっても原発依存が続き、事故の可能性がどんどん高まっています。いまこそ老朽原発再稼働にNO!の意思を示しましょう。

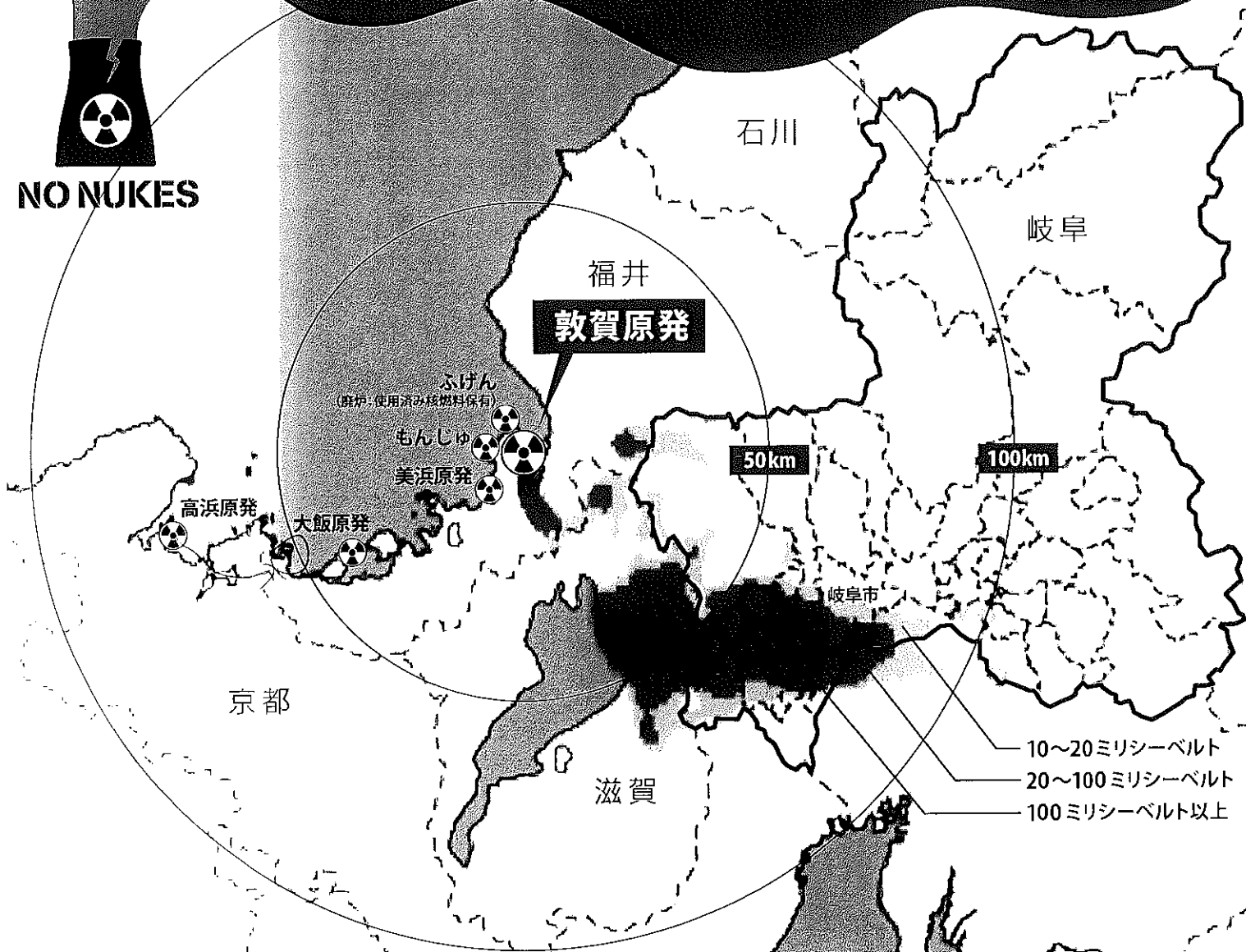
2016年5月1日

〈呼びかけ・賛同団体・施設〉

子どもの未来を考える舞鶴ママの会、舞鶴ピースプロジェクト〈舞鶴市〉、原発なしで暮らしたい宮津の会、若狭の原発を案ずる宮津市民〈宮津市〉、再稼働を考える上林の会、宇宙と農とわたし・丹波の会、京都北部・市民放射能測定所たんぼぼ、小さなきもちプロジェクト、若狭の原発を案じる綾部市民の会、農家民宿〔水田家の食卓〕、農家民宿〔ぼくかってい〕、民宿〔イワンの里〕、民宿〔健ちゃん村〕〈綾部市〉、子育てを楽しくする会@美山、なくそう原発美山の会、美山里山暮らし研究所、関西よつ葉連絡会・日吉産地直送センター、アースガーデン〈南丹市〉、口丹自然の暮らし協議会〈京丹波町〉、亀岡夢咲くネット、風の会、暮らしを見つめる会、亀岡の美味しい水を守る会、やぎさん農園〈亀岡市〉、原発なしで暮らしたい丹波の会

(連絡先⇒090-3862-2468 児玉)〈5月11日現在〉

# 福井の原発、岐阜は被害地。



地表に降下した放射性物質による年間の外部被ばく実効線量(2010/7/6 10:00放出)  
出典:岐阜県「放射性物質拡散シミュレーション結果について(追補版)参考資料 平成24年11月」より

## 岐阜県の放射性物質拡散シミュレーション結果

チェルノブイリ原発事故では、外部被ばく「年5ミリシーベルト」が強制移住の基準でした。

「年5ミリシーベルト」は、レントゲン室などの放射線管理区域で働く人の年間限度です。一般の人はレントゲンを撮るなどの限られたときだけ立ち入りを認められます。ここでは食べることも、眠ることも認められていません。

ところが、日本の避難の目安はなんと、その4倍の「年20ミリシーベルト」を超える地域です。

平成24年(2012年)に岐阜県が公表した、敦賀原発の事故を想定した「放射性物質拡散シミュレーション結果」では、年間20ミリシーベルト以上の地域に752,582人が暮らし、避難が必要となっています。

岐阜市は敦賀原発から70km離れていますが、春、夏、秋、冬のいずれのケースも年間20~100ミリシーベルトの地域となります。

## 安定ヨウ素剤と避難計画

福島原発事故では大半の地域で安定ヨウ素剤を飲むことができませんでした。岐阜市では、原発事故に備え173,000人分の安定ヨウ素剤を用意していますが、事故災害時における具体的な配布方法や避難計画は定まっていません。

果たして必要なときに、必要とする人(特に子ども)たちに届くでしょうか。

また、手厚い支援を必要とする人たちに、避難先の確保や移動手段が確保できるでしょうか。

# 岐阜は 原発被害も ど真ん中!?



敦賀  
 美浜  
 ふげん ※廃炉  
 もんじゅ  
 (高速増殖炉)

柏崎刈羽

大飯

志賀

STOP!! 再稼働

高浜

島根  
 (1基建設中)

玄海

大間 (建設中)

東通  
 (1基建設中)

女川

福島第一  
 ※廃炉(事故処理作業中)

福島第二

東海 ※廃炉  
 東海第二

浜岡 ※2基廃炉

上関 (計画中)

伊方

せんたい  
 川内

STOP!! 再稼働

## 全国の各原発250km圏\*

※大飯原発運転差止訴訟

2014年5月21日福井地裁判決で原告として認められた範囲



# 老朽原発を廃炉に！国を相手に提訴！

2016年4月14日、「高浜原発40年廃炉・名古屋訴訟」が提訴されました。（原告は14都府県からの76名/愛知、福井、京都、岐阜、静岡、東京、三重、大阪、兵庫、千葉、滋賀、石川、奈良、神奈川です。※）弁護団長は北村栄弁護士（名古屋第一法律事務所）、弁護団事務局長に藤川誠二弁護士（藤川法律事務所）。弁護士総勢19名より成る弁護団です。

高浜原発は福井県の西端にあり（裏面の地図参照）、東海地方はその風下にあるため、ひとたび事故が起きれば甚大な被害を受けることは明らかです。高浜原発1号機・2号機は、運転開始からすでに40年を超えた老朽原発です。福島原発の事故を経験し、原発は原則40年で廃炉にすると法律で決められました。しかし、4月20日、原子力規制委員会は、高浜1号機・2号機が新規規制基準を満たしていると判断し、審査合格を示す許可を関電に出してしまいました。この「高浜原発40年廃炉・名古屋訴訟」は、そのような国に対して、新規規制基準の不合理性、審査の是非を正面から問う裁判です。

老朽原発を動かしてはならない！福島原発の事故を防げなかったのはなぜか？政府と電力会社、そして司法に対してもはっきりと私たちの声を届けていきましょう。裁判支援の輪をさらに広げてみんなで勝利を勝ち取りましょう！そのために私たちは全国の皆様と力を合わせていきます。

※今回は一次提訴で、今後、二次提訴する可能性があります（時期未定）。

**市民の会では会員を募集しています！**

**高浜原発1、2号機を廃炉に！  
そして脱原発への大きな一歩を踏み出しましょう！**

## TOOLD40 @ NAGOYA

高浜原発40年廃炉・名古屋行政訴訟を支える市民の会

### ★お願い★

裁判には、多額の費用が必要になります（訴訟活動費、事務局活動費、市民の会活動費等）。

是非、市民の会会員となってお支えください。また、カンパによって支えてくださることも大変ありがたいことです。以下の方法でお申し込みください。どうぞよろしくお願いたします。



1 会費は2,000円/年。カンパもぜひよろしくお願いたします。

原告を希望される方は市民の会にお問い合わせください。原告登録費用1万円と会費2,000円をお願しています。

2 申し込み方法（以下のいずれかの方法で）

- ①裏面の申込書にご記入の上、会費を添えて直接事務局にお申し込みください。
- ②裏面の申込書と同事項を郵便振り込み用紙に記入して、郵便局にてお申し込みください。
- ③E-mail アドレスのある方は、裏面申込書と同事項をメールにて申し込むことも可能です。

但し、別途会費の納入が必要です。

E-mail アドレス：toold40citizens@gmail.com

電話：080-9495-9414

郵便振替口座：00810-0-153748

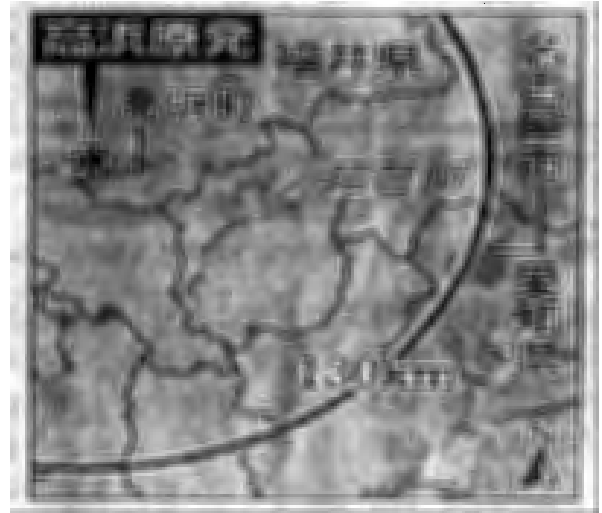
口座名：40年廃炉訴訟市民の会

（ヨンジュウネンハイロソショウシミンノカイ）

現在、日本で廃炉が決まっていない原発は43基。

40年廃炉ルールが厳格に適用された場合、2030年には21基、2040年には6基に。

60年まで運転延長された場合、2030年でも43基、2040年でも37基。



(2016年2月29日付中日新聞より)



古くて危険な原発がこれからも動いていくなんで、ダメ！  
テンジャラス君を早く引退させてあげて！

ふつうの暮らしが  
これからも続けられますように

高浜原発 40年廃炉・名古屋行政訴訟公式 HP: <http://toold-40-takahama.com>

高浜原発 40年廃炉・名古屋行政訴訟を支える市民の会 共同代表：草地妙子、茶畑和也  
HP: <http://toold-40-takahama.com/people/> フェイスブック: <https://goo.gl/H6j31H>  
ツイッター: @toold40nagoya メール: [toold40citizens@gmail.com](mailto:toold40citizens@gmail.com) 電話: 080-9495-9414  
〒460-0002 愛知県名古屋市中区丸の内2丁目18-22三博ビル 名古屋第一法律事務所気付

(切り取り線)

## 高浜原発 40年廃炉・名古屋行政訴訟を支える市民の会

### 入会申込書

※郵便振込用紙には「市民の会入会希望」とお書きください。

ふりがな ご氏名		
ご住所	〒	
電話番号		
メールアドレス		
<input type="checkbox"/> 会費として 2000円	〈裁判情報・ニュース等の配信〉	
<input type="checkbox"/> カンパとして 円		
✓をお願いします		
	を入金します。	要 ・ 不要

※記載された個人情報は、高浜原発 40年廃炉・名古屋行政訴訟を支える市民の会に伴う連絡にのみ使用いたします

払 込 取 扱 票

00	口座記号・番号はお間違えのないよう記入してください。												
口座記号					口座番号(右詰めで記入)					金額	名目		
0	0	8	1	0	0	1	5	3	7	4	8		
加入者名											料金	備考	
40年廃炉訴訟市民の会													

各票の※印欄は、「ご依頼人様においてご記入ください。」

市民の会会費として2,000円  
 カンパとして 円 (✓と金額をお書きください。)  
 裁判情報・ニュースの配信 要 ・ 不要 (どちらかに○)  
 メールアドレス \_\_\_\_\_ @ \_\_\_\_\_

加入者名  
 通 信 欄  
 ご 依 頼 人

おまめ  
 おまめ  
 日 附 印

料 金  
 備 考

裏面の注意事項をお読みください。(ゆうちょ銀行)  
 これより下部には何も記入しないでください。

記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押してください。切り取らないでお出しください。

振替払込請求書兼受領証

口座記号	0	0	8	1	0	0				
口座番号	1					5	3	7	4	8
加入者名	40年廃炉訴訟市民の会									
金額	円									
おなまえ	様									
ご依頼人	日 附 印									
料金	円									
備考										

この受領証は、大切に保管してください。

「安全性」「公平性」「公正さ」「持続可能性」

[2] 公平性：倫理的視点から見れば、地域間や世代間においては、負担や受益が公平であることが望ましい。

### 原発ゼロ社会への道

—市民がつくる脱原子力政策大綱

発行 2014年4月12日

原子力市民委員会

#### 5-5-7 立地自治体の自立支援

原子力関連設備が立地する自治体には、固定資産税収入があるほか、国からは電源立地地域対策交付金が、電力会社からは寄付金や地域コミュニティに対するサービスが提供されてきた。また、直接的雇用に加え、原発立地にともなう経済的波及効果（宿泊施設、飲食施設、タクシー等）もあった。いわば、原発抜きでは地域コミュニティの維持が難しくなっており、立地自治体を原発維持へと引きつけている。原発依存型地域社会から、原発に依存しない自立した地域コミュニティへ、地域再生が必要となっている。

そのためには、中長期的に、立地自治体及び周辺自治体、関連産業への影響を緩和する措置をとる必要がある。例えば「原発ゼロの会」<sup>27)</sup>が提案している「廃炉周辺地域振興特措法案（廃止対象原子炉周辺地域の振興に関する特別措置法案）」<sup>28)</sup>では、原発の廃止が原発周辺地域の経済・産業や自治体財政に大きな影響を与えることを認識したうえで、当該周辺地域の総合的かつ広域的な振興を図るために、国が関係自治体と十分に協議しつつ交付金や課税特例その他の措置を講じて原発廃止の促進を可能にするとしている。

ただし、自治体に補助金を与えるだけでは、かえって自立的な発展を阻害する場合もある。あくまで自立的産業の促進、人材育成、地域再生の仕組み作り等を適切に促進し、地域の自立的発展を促すものでなければならない。

27) コスト等検証委員会 (2013)「資料3-3 政策経費の扱いについて」(第6回コスト等検証委員会、2011年12月6日)  
28) 原発ゼロを目指し、結成された、国会議員64名(2014年1月24日現在)が参加する超党派の議員連盟。  
29) 原発ゼロの会「廃炉促進二法案骨子案」(2013年5月) <http://genpatsuzero.sblo.jp/article/68621942.html>

● 福井県の歳入全体の2パーセントに過ぎない原発関連収入—嶺南の敦賀、美浜、大飯、高浜のそれは歳入全体の20-60パーセントにも  
嶺南と嶺北の人口は15万人対65万人—福井県の近代における南北問題→若狭への原発集中化の遠因に

地域対策を明確にすべき



2015.3.18

政府は電力事業者の経営面の負担軽減を図るが、肝心の地元対策は見えてこない。廃炉においても「地域共生」を貫き、電源三法交付金に代わる財政支援を明確に打ち出すべきである。

### 廃炉・新電源対策に関する内外の現状と課題について — 第1次報告書 —

(2014) 平成26年8月

福井県安全環境部 廃炉・新電源対策室

2013年(平成25年)10月4日(金曜日)

(日刊)

## 県、廃炉対策へ新部署

設置 月内 産業育成など柱

立地道県で初

## 福井新聞

福井県 福井市 本町1丁目1番1号 電話 077-222-1111